

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 飼養者の遵守事項（第 7 条～第 8 条の 2）
- 第 3 章 第一種動物取扱業者等に係る基準遵守義務（第 9 条）
- 第 4 章 動物の引取り、収容等（第 10 条～第 15 条）
- 第 5 章 緊急時の措置（第 16 条・第 17 条）
- 第 6 章 勧告、命令等（第 18 条・第 19 条）
- 第 7 章 雑則（第 20 条～第 26 条）
- 第 8 章 罰則（第 27 条～第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 ほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- (2) 飼養者 動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 飼い犬 飼養者のある犬をいう。
- (4) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (5) 施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。
- (6) 係留 動物を丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、拘束しておくこと又はおりに入れ、若しくはさくその他の障壁を設けて収容しておくことをいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、市町村及び動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等（以下「関係団体」という。）と連携、協力して、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及びこの条例の目的の達成に努めなければならない。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、法及びこの条例の規定に基づき県が行う施策に協力するよう努めなければならない。

（飼養者の責務）

第 5 条 飼養者は、動物の本能、習性等を理解し、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならない。

2 飼養者は、動物に起因する疾病に対する知識を持つよう努めなければならない。

- 3 飼養者は、その動物が自己の飼養している動物である旨を明示するよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、動物を飼養することができなくなつた場合には、自らの責任において新たな飼養者を見つけるよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、その有する知識等を生かし、県が行う施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 飼養者の遵守事項

(飼養者の遵守事項)

第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) えさ及び水を適正に与えること。
- (2) 汚物等を適正に処理することにより、施設の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を予防すること。
- (3) 動物を訓練し、又は運動させるときは、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又は汚物で汚さないこと。
- (4) 動物が、人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養し、又は保管すること。
- (5) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。
- (6) 動物（法第26条第1項に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）を除く。以下この号において同じ。）が繁殖して、自らが飼養すること又は新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に避妊又は去勢手術等の措置を講じること。

(犬の飼養者の遵守事項)

第8条 犬の飼養者は、前条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬を逸走させないため、適正な方法で係留すること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。
 - イ 人の生命、身体又は財産に対し、害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、又は移動させるとき。
 - ウ 飼い犬を制御できる者が飼い犬を丈夫な綱、鎖等につないで運動させるとき。
 - エ 飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させるとき。
- (2) 係留場所の門戸その他他人の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬を飼養し、又は保管している旨の標識を掲示すること。
- (3) 犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

(多頭飼養の届出)

第8条の2 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬（生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無
- (4) 飼養又は保管の方法

- 2 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬及び猫の合計数が10未満となつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - (1) 法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る法第10条第2項第6号に規定する飼養施設（以下「飼養施設」という。）において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
 - (2) 法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

第3章 第一種動物取扱業者等に係る基準遵守義務

第9条 法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者は、法第21条第1項及び法第24条の4において準用する同項に規定する基準のほか、別表第1に定める基準を遵守しなければならない。

第4章 動物の引取り、収容等

（規則で定める動物の引取り）

第10条 知事は、規則で定める動物の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により規則で定める動物を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 3 知事は、所有者の判明しない規則で定める動物の引取りをその拾得者から求められた場合において、当該規則で定める動物を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。（負傷した犬、猫等の動物に係る措置）

第11条 知事は、法第36条第2項の規定により負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（野犬等の収容）

第12条 知事は、職員に野犬及び第8条第1号の規定に違反して係留されていない飼い犬（以下「野犬等」という。）を捕獲し、収容させることができる。

- 2 職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等がその飼養者又はその他の者の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度においてその場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。
- 3 何人も、野犬等の捕獲を妨害し、捕獲した野犬等を逃がし、又は捕獲のために設置した器具を移動し、若しくは損傷してはならない。
- 4 職員は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(収容した野犬等の取扱い)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定により野犬等を収容したときは、飼養者の知れているものについてはその犬の飼養者に引き取るべき旨を通知し、飼養者の知れていないものについてはその旨を、規則で定めるところにより、2 日間公示しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日までにその犬を引き取らなければならない。

3 知事は、犬の飼養者が第 1 項に規定する公示の期間の満了の日の翌日又は前項に規定する期日までに引き取らないときは、その犬を処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期日までに引き取ることができない飼養者が、その旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前 3 項の規定は、法第 35 条第 3 項の規定により引き取った犬及び猫、法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬、猫等の動物、第 10 条第 3 項の規定により引き取った規則で定める動物並びに第 16 条第 2 項の規定により捕獲した特定動物等について準用する。

(野犬等の掃討)

第 14 条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法による捕獲が困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して掃討することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬等を掃討しようとするときは、当該区域を管轄する市町村長と協議し、並びに当該区域及びその区域の付近の住民に対し、規則で定めるところにより、その旨を周知させなければならない。

3 何人も、第 1 項の規定により知事が野犬等を掃討するために配置した薬物入りのえさを移動し、捨て、又は埋めてはならない。

(動物の譲渡)

第 15 条 知事は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬及び猫、法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬、猫等の動物、第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定により引き取った規則で定める動物、第 12 条第 1 項の規定により収容した野犬等並びに次条第 2 項の規定により捕獲した特定動物等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養し、又は保管することができると認められる者に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。

(緊急時の措置)

第 16 条 飼養者は、その飼養する特定動物又は人に感染するおそれのある病原体に汚染され、若しくは感染している動物（以下「特定動物等」という。）が施設から逸走したときは、直ちに、知事その他関係機関に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物等を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があつた場合又は飼養者が直ちに判明しない特定動物等が逸走した場合において、人の生命、身体又は財産に対する侵害が差し迫っていると認めるときは、当該職員をして当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

(事故届)

第 17 条 犬又は特定動物の飼養者は、その犬又は特定動物が人の生命、身体又は財産に対し害を加えたことを知ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第 6 章 勧告、命令等

(勧告、命令等)

第 18 条 知事は、飼養者が第 7 条各号の規定に違反していると認めるときは、当該飼養者に対し、期限を定めて、生活環境の汚染又は人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するため、又は動物の健康及び安全を保持するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、犬の飼養者が第 8 条第 1 号の規定に違反していると認めるときは、当該飼養者に対し、期限を定めて、当該飼い犬の係留を勧告することができる。

3 知事は、犬の飼養者が第 8 条第 2 号の規定に違反していると認めるときは、当該犬の飼養者に対し、期限を定めて、標識の掲示を勧告することができる。

4 知事は、人の生命、身体又は財産に害を加えた飼い犬の飼養者に対して、期限を定めて、飼い犬を獣医師に検診させ、飼い犬に口輪をかけ、又は飼い犬をおりに入れ、若しくは殺処分する等の措置をとるべきことを勧告することができる。

5 知事は、第 8 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

6 知事は、第 1 項から第 4 項までの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第 19 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼養者その他関係者から施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、飼養者の施設、施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、施設、施設を設置する場所その他関係ある物件を検査させ、若しくは調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第 7 章 雑則

(動物愛護監視員)

第 20 条 知事は、法第 34 条第 1 項の規定による動物の愛護及び管理に関する事務又は前条の規定による立入検査等その他の動物の愛護及び管理に関する監視及び指導を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

2 動物愛護監視員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充て、知事が任命する。

3 前項に定めるもののほか、動物愛護監視員の資格その他動物愛護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

4 動物愛護監視員は、第 1 項に規定する事務又は立入検査等を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による事務又は立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護推進員)

第 21 条 知事は、法第 38 条第 2 項各号に掲げる活動を行うほかこの条例の施行について協力を求める

ため、動物愛護推進員を委嘱する。

(手数料)

第 22 条 知事は、別表第 2 の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位があるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 の左欄中 5 の項に掲げる特定動物の飼養又は保管の許可につき、現に特定動物の飼養又は保管の許可を受けている者が、当該特定動物の飼養又は保管許可の有効期間満了に際し引き続き同一の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合の手数料の金額は、同表の右欄に掲げる額の半額とする。

(手数料の減免)

第 23 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(費用の負担)

第 24 条 法第 35 条第 3 項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第 36 条第 2 項の規定により収容された犬、猫等の動物、第 10 条第 3 項の規定により引き取られた規則で定める動物、第 12 条第 1 項の規定により収容された飼い犬又は第 16 条第 2 項の規定により捕獲された特定動物等の返還を求める者は、収容中の保管の費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

(適用除外)

第 25 条 この条例の規定は横浜市、川崎市及び相模原市の区域において、第 10 条の規定は横須賀市の区域においては、適用しない。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第 27 条 第 18 条第 6 項の規定による措置命令(同条第 1 項及び第 3 項の規定に係る措置命令を除く。)に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 19 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 29 条 第 18 条第 6 項の規定による措置命令(同条第 1 項の規定に係る措置命令に限る。)に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 3 項又は第 14 条第 3 項の規定に違反した者
- (2) 第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に飼養又は保管する犬及び猫（生後91日未満のものを除く。）の合計数が一の施設において10以上の飼養者（改正後の第8条の2第4項各号に掲げる者を除く。）は、この条例の施行の日から30日以内に改正後の第8条の2第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、改正後の第8条の2第2項及び第3項並びに第18条第5項の規定の適用については、改正後の第8条の2第1項の規定による届出とみなす。

4 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表104の項(17)中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

別表第1（第9条関係）

1 施設の構造及び規模に関する基準

(1) 動物の健康及び安全の保持

ア 施設内に温度計を設置すること。

イ 感染症り患の危険性が高い状態の動物、他の動物に危害を加えるおそれのある動物等を隔離するための施設又は設備を有すること。

(2) 施設及びその周辺の良い生活環境の維持

施設を訪れた者及び従業員が利用しやすい場所に消毒薬を備えた手洗い設備を有すること。

2 動物の管理の方法に関する基準

(1) 感染症り患の危険性が高い状態の動物を取り扱う場合は、感染防止に特段の措置を講じること。

(2) 消毒その他ねずみ、昆虫等の発生防止の措置を講じる際には、動物に害を及ぼさないようにすること。

(3) 動物の取扱いや衛生管理方法等について、作業マニュアルを作成し、従業員全員に周知徹底すること。

別表第2（第22条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,060円
2 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,560円
3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事項の変更	第一種動物取扱業登録変更手数料	7,560円
4 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修	動物取扱責任者研修手数料	1,000円
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼	特定動物の飼養又は保管の	33,390円

養又は保管の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
6 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,720円
7 法第35条第1項本文の規定に基づく犬若しくは猫の引取り又は第10条第1項の規定に基づく規則で定める動物の引取り	動物引取手数料	生後91日以上 1頭につき 4,000円 生後91日未満 1頭につき 1,000円